

宮城県災害復興支援士業連絡会と連携協定を締結

–士業団体との連携による被災者支援の更なる充実を目指して–

東北管区行政評価局は、地震、豪雨、台風などにより大きな被害が発生した場合、その状況に応じ、被災者からの様々な相談に応じる特別行政相談所を開設します。その際、被災者からの多様かつ専門的な相談ニーズへの対応を円滑に行うため、宮城県災害復興支援士業連絡会と「災害時の特別行政相談活動に関する連携協定」を締結しました。

【締結日】令和7年3月27日（木）

【場所】東北管区行政評価局

【出席者】宇都 彰浩 宮城県災害復興支援士業連絡会会长
石山 英顯 東北管区行政評価局長 ほか



【連携項目】

- 被災者の困りごとに対応するため、当局が開設する特別行政相談所に、宮城県災害復興支援士業連絡会（以下「士業連絡会」という。）が構成団体の専門家（弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士等）を派遣
- 士業連絡会が派遣する専門家が応じる相談は、被災による法的なトラブルや必要な手続、生活再建に向けた困りごと・心配ごとなど（専門的知見を生かし、被災者にアドバイス）
例. 相続人の一人と連絡が取れないため、公費解体を進められず困っている。
自宅に流れ込んだ土砂の撤去責任を知りたい。
所有地内にある小屋を解体した場合、固定資産税に変動はあるのか。



（左が石山局長、右が宇都会長）

【本件連絡先】

東北管区行政評価局総務行政相談部
行政相談課 電話：022-262-7839



総務省行政相談センター

きくみみ宮城